

令和2年度4月入園児の保護者の方へ (緊急事態措置解除後の対応について)

日頃から、新宿区の保育行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

4月入園児については、新型コロナウイルス感染症への対応として、4月からの在籍としながらも特例的に6月中の登園開始まで延期することを認めているところです。

4月7日の緊急事態宣言の発出を受けて、区では5月31日まで登園自粛のお願いをしていますが、緊急事態措置を実施すべき区域の指定から東京都が解除された後の対応についてお知らせします。

解除された後も保育園等は引き続き感染予防に留意した上で開所しますが、感染防止策として園での密を防ぐため、極力家庭での保育へのご協力、登園時刻の変更や保育時間の短縮等へのご協力をよろしくお願いいたします。

今後、国や東京都の動向を見据えながら、区の方針が変更になった際は、改めてお知らせします。

記

1 登園自粛の期間延長

登園自粛への協力をお願いする期間の終期は、国の小学校休業等対応助成金の対象期間の終期に合わせ、6月30日までに延期します。(保育料は日数に応じて減額します。)

2 保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)の要件確認

(1) 『求職活動』を要件としている方

[6月30日までの要件の認定]

認定期間を入園(4月)から2か月としていますが、新型コロナウイルス感染症により求職活動が困難である状況を勘案し、6月30日までの間は『求職活動』を要件とする認定を再度行うこととしました。再認定に当たり、求職活動への意思や求職活動の現況に関する申立書(任意様式)を提出いただき、保育の必要性の継続を確認の上、認定します。

[7月以降の要件の認定]

現時点では7月以降の再度の『求職活動』認定や登園開始延期の認否については未定ですが、個々の状況に応じて再認定の可否を判断することになります。状況を判断する上では緊急事態措置が解除された後の求職活動の状況(実績)をお示しいただくことが必要となります。解除後に開始される求職活動についても、その活動状況を記録されるなど、後日説明ができるようご留意ください。

(2) 『就労』を要件としている方

・就労されている方

就労先の倒産や解雇などがあった場合には、地区担当にご相談ください。

・採用が内定している方

内定先に、7月からの就労開始が可能であるかの確認を行ってください。7月からの就労開始が困難な状況である場合には、地区担当にご相談ください。

・育児休業から復職される方

保育園等での密を防ぐための段階的な登園開始とすることを目的として、8月中登園開始(9月1日までに復職)まで延期することを認めます。登園開始時期を7月以降に延期する場合は、園と保育課入園・認定係にご連絡ください。(保育料は6月までと同様に減額の扱いとします。)

(3) 登園開始後に行う保育の必要性の要件確認

4月入園児を含む全ての在園児を対象に例年6月に実施している現況確認(現況届の提出)は、時期をずらして実施する予定です。提出時期については改めてお知らせします。現況届には要件を確認する書類(就労証明書等)の添付が必要になります。

3 他の保育施設の利用

4月入園児は、4月から入園(在籍)し、登園開始までの間はお休みしている取扱いであるため、原則、他の保育施設(認可園の一時保育を含む)を利用することはできません。

【問合せ先】 新宿区子ども家庭部保育課 入園・認定係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 TEL:03-5273-4527(係直通)、FAX:03-3209-2795